

2011年2月15日 東京財団 「税・社会保障制度 抜本改革」公開フォーラム

税・社会保障制度の抜本改革 経済同友会の年金制度改革提言について

経済同友会 副代表幹事・社会保障改革委員会委員長
株式会社バンダイナムコホールディングス
取締役会長 高須 武男



目次

1．現行の年金制度の問題点と経済同友会の提言（2 P）

- ・ 現行の年金制度の問題点（2 P）
- ・ 経済同友会の年金制度改革提言（3 P）
- ・ 新制度への移行について（8 P）

2．参考資料（9 P）

1 . 現行の年金制度の問題点と経済同友会の提言

現行の年金制度の問題点

減少する若年・現役世代の負担により、増加する高齢世代の給付を賄う仕組み(賦課方式)になっている
少子・高齢化、人口減少に対し脆弱で、将来的に持続可能ではない。

少子・高齢化の進行により、年金制度に期待されている世代間扶養、現役時の所得保障の機能の
持続は困難になっていく

若年・現役世代が払う保険料が主な財源なので、少子化により制度の支え手が減る。
年金の給付水準を維持するために、若年・現役世代にさらなる保険料負担を求めれば、経済社会の
活力を削ぐ。

基礎年金の位置づけ、役割が不明確

低年金者、無年金者がおり、基礎年金で老後の最低限の生活が保障されているとは言い難い。

基礎年金を賄う安定的財源が確保されていない

現在の基礎年金の財源は1/2が税、1/2が社会保険料(若年・現役世代が負担)となっている上、
税の部分についても安定的な財源を確保していない。

財源の負担における公平性の問題がある

将来世代ほど保険料負担に対する給付額の倍率が低下するという世代間の不公平がある。
国民年金への未加入、保険料の未納の問題があり、制度を支えるための財源が公平に負担
されていない。

経済同友会の年金制度改革提言

基本的考え方

ナショナルミニマムを保障する公的制度と、それを超えて、自己責任や自助努力を基本に、民間の力を活用する制度とに分ける(公的制度と私的制度の役割分担、保障範囲を明確にする)。

賦課方式を廃止し、公的年金制度で必要な財源は国民で広く負担する。

高齢世代にも所得や資産に応じた負担を求め、社会保障にかかる負担を分かち合う。

社会保障の財源負担の公平性を高める。

提言する制度改革

【新基礎年金制度と新拠出建年金制度の創設】

新基礎年金制度：

- ・公的年金の役割は老後の必要最低限の生活保障に限定する(ナショナルミニマムの保障)。
- ・財源は全額年金目的消費税で賄う。国民で広く財源を負担し、給付と負担の関係をわかりやすくする。

新拠出建年金制度：

- ・ナショナルミニマムを越える部分は、民間でも提供可能な積立方式の私的年金にする。

【税と社会保障への国民生活者番号(納税者番号)の導入】

- ・税と社会保障に共通の個人番号を導入し、所得捕捉の強化、社会保障における給付と負担を個人ベースで可視化する。

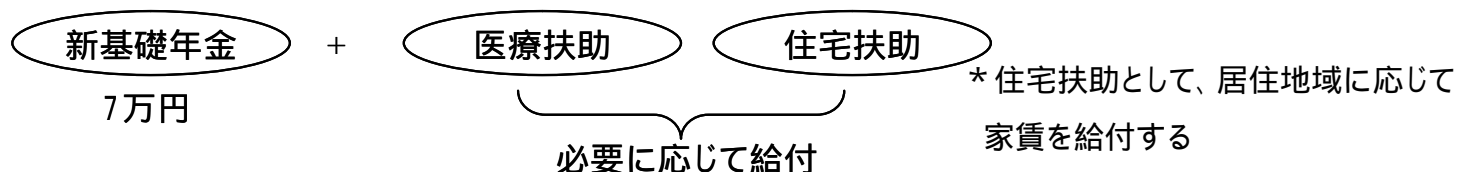
制度改革の詳細

新基礎年金制度

- ・老後における最低限の生活を保障する。
- ・65歳以上の全国民に1人月額7万円を給付する(物価スライドを適用)。
- ・財源は全額年金目的消費税とし、現在の基礎年金部分における従業員負担分の保険料はゼロにする。保険料での負担が消費税での負担に置き換わる
年金目的消費税率は、2030年度までにかけて9~10%で推移
- ・高額所得者にも給付するが、他の所得と一緒に合算し課税する(公的年金等控除の縮小を検討し、将来的には総合所得課税の下で同控除を廃止することにより、高額所得者へ給付した分は税制で調整する)。
- ・消費税率引き上げに伴う低所得者層の負担増に配慮し、「給付つき税額控除」を導入する。
基礎的な食料品を購入した時の消費税負担相当額を所得に応じて還付する

* 新基礎年金制度と生活保護制度との関係と両者の連携 *

- ・新基礎年金制度の目的は、老後の最低限の生活保障であることから、新基礎年金と65歳以上の生活扶助との重複給付はなくなる。
- ・生活保護制度において、医療扶助に加え、住宅扶助も単給化し、新基礎年金で必ずしも賄いきれない保健医療サービス、住居の費用については、単給化した医療扶助、住宅扶助を必要に応じて給付できるようにする。これにより、老後のリスクへの備えをより確実にできる。



制度改革の詳細

新拠出建年金制度(積立方式、個人勘定)の創設

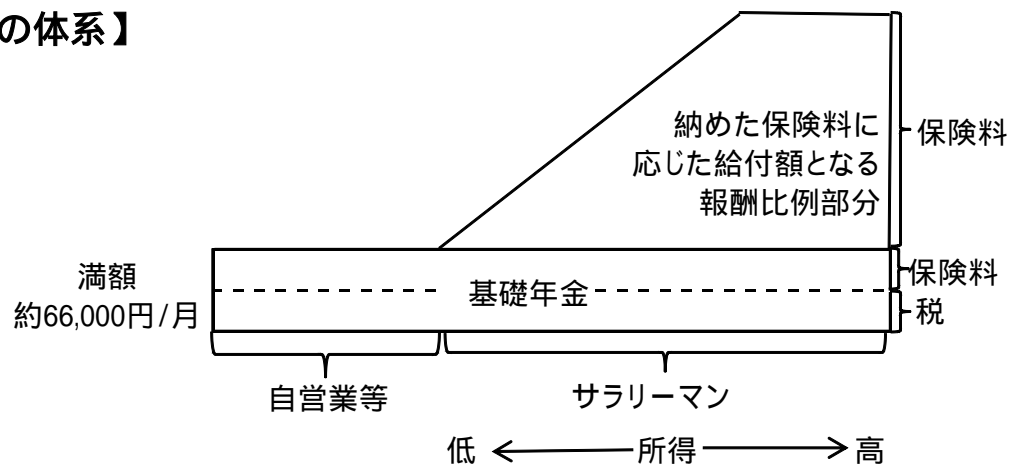
- ・安心で充実した老後の生活を確保する。
- ・民間の金融機関等が運営する拠出建ての私的年金。
- ・収入がある国民は加入可能。
- ・国は税制面での優遇措置を行う
 - 掛金は拠出時非課税(企業は損金算入、従業員は所得控除)、運用時の年金資産は非課税、受給時は他の所得と合算し課税扱いとする。
- ・企業は従業員の老後への備えを支えるために、一定の拠出を行う。
- ・個人が自己責任で運用先を選べるポータブルなファンド。



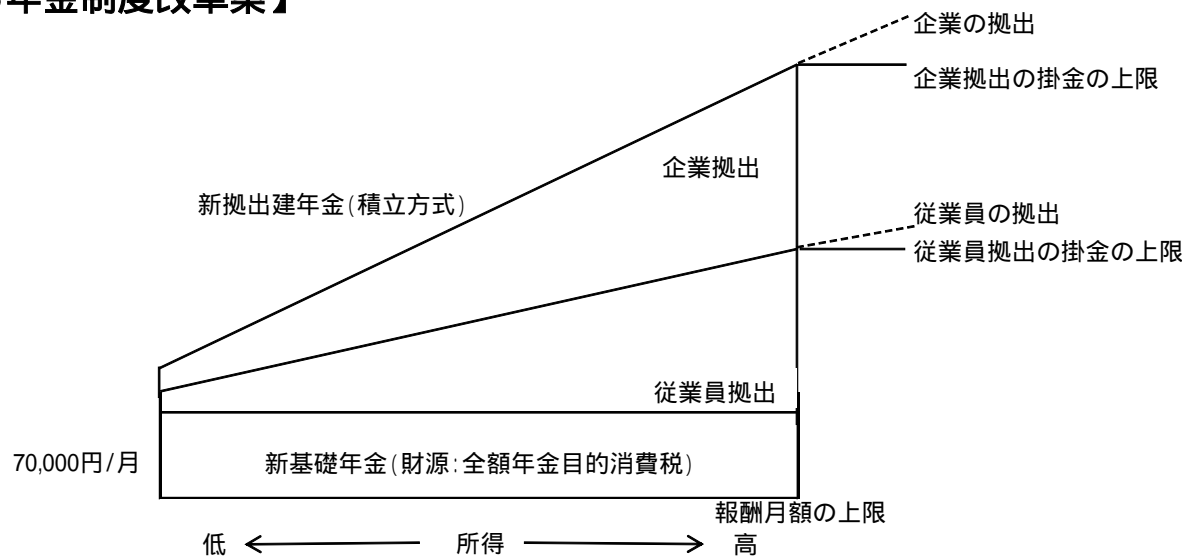
新基礎年金制度と新拠出建年金制度により、個人は将来の年金受給の見通しが立てやすくなる

制度改革のイメージ図

【現在の年金制度の体系】



【経済同友会の提言する年金制度改革案】



制度改革の詳細

税と社会保障への国民生活者番号(納税者番号)の導入

わが国では納税者番号制度が導入されておらず、社会保障行政の効率化が進まない一因になっている。

【納税者番号制度の導入により期待される効果】

- ・医療・介護等における負担と給付の履歴管理が容易になり、個人会計が可能になる。
- ・申請手続きが簡素化され、社会保障の運営事務コストも削減される。
- ・納税事務にも併用することにより、所得捕捉が強化される。
- ・個人番号への所得、負担、給付に関わる情報の一元化と、その共有化により縦割りの行政サービスが変わる。

なお、納税者番号制度の導入に際しては、セキュリティに関する環境を整備することを前提に、個人番号には、住民基本台帳ネットワークによる住民票コードを活用する。

新制度への移行について

新制度への移行方法は今後の検討事項

- ・新基礎年金制度の導入において、移行前の保険料納付実績を踏まえた移行政策を考える際の留意点：
例えば、新制度への移行前に保険料未納期間があった場合に、それに応じて新基礎年金給付額（7万円）を減額すると、「老後における最低限の生活を保障する」、「低年金者、無年金者をなくす」という新基礎年金導入の目的と矛盾する。

新制度への移行との関連で提言していること

- ・国民年金積立金（約10兆円）を新基礎年金の給付原資に充当する。
- ・例えば、新制度開始年度から4年間にわたり2.5兆円（消費税率1%あたりの税収）ずつ充て、この間の目的消費税率の増加を若干緩和する。

但しこの場合、保険料で集めた積立金を全国民が一律に負担する目的消費税率の軽減に充てることになり、社会保険の給付と負担の原則には沿っていない。

新基礎年金の目的消費税率の推移（簡単な試算）

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
年金目的消費税率(%)	9.6	9.8	10.2	10.1	10.3	10.2	10.2	10.1
国民年金積立金を充当した場合の消費税率(%)	8.6	8.8	9.2	9.1	10.3	10.2	10.2	10.1

積立金投入期間

- 1 2009年度財政・税制改革委員会、社会保障改革委員会による試算。
人口推計は「日本の将来推計人口」（平成18年12月推計）を参照。
- 2 2013年度から新制度を開始する場合。
- 3 国民年金積立金10兆円を、1年間に2.5兆円（消費税率1%あたりの税収）ずつ充てる場合、4年間の消費税率が抑えられる。

- ・新基礎年金制度、新拠出建年金制度それぞれの移行には、様々な方法が考えられるが、特定の世代に不公平が生じないような措置を講じることが重要である。
- ・こうしたことを踏まえ、現在の国民年金、厚生年金の積立金は、より円滑に新制度に移行するために活用する。

【参考資料】

医療制度改革についての提言

【医療保険】

公的保険の適用範囲の適正化

- ・適用範囲についての議論は、国民の健康の回復や維持のために、財源を最も効果的に使う視点から、中立的な機関で客観的に行う。

混合診療の拡大

- ・公的保険適用の診療と患者の全額自己負担による自由診療とを併用できる混合診療を拡大する。

新高齢者医療制度の創設

- ・75歳以上を対象とする独立した高齢者医療制度に改革する。その医療費の財源は、税7割、自己負担3割とし、現役世代が加入する保険制度からの支援金は廃止する。

公的保険制度の一元化

- ・公的保険制度は、地域保険に再編・統合し、将来、道州制が導入された際には、道州単位の運営とする。

【医療の提供体制】

医療機関間での機能の集約化、地域医療における連携の強化

- ・地域において、診療所、基幹病院、専門病院等の役割分担を明確にし、機能を集約化することで、人材や設備等の医療資源を有効的に活用する。また、医療機関間で情報の共有を促進する。

迅速な規制緩和と産業としての発展に必要な環境の整備

- ・株式会社による医療機関への参入規制を緩和・撤廃し、多様な主体が医療機関を運営できるようにする。
- ・医薬、医療機器の分野におけるドラッグ・ラグ、デバイス・ラグ(海外で使用可能な医薬品や医療機器が未承認のため国内で使えない状況)を縮小、是正するために、承認における期間の短縮化や効率化を促進する。

介護保険制度改革についての提言

【保険財政】

保険対象となるサービスの重点化

- ・介護予防サービスなど比較的軽度な利用者へのサービスは保険の対象外とし、より重度の利用者に重点的に給付する。

自己負担割合の引き上げ

- ・自己負担を介護サービス費用の1割から2割に引き上げる。

保険者規模の拡大

- ・将来的には制度の運営主体を、道州制の下で現在の市町村よりも広域化した基礎自治体が担う。

【介護サービスの提供、介護事業の発展】

施設整備のあり方の見直し

- ・施設への入所対象者はより重度者に限定した上で、介護保険施設への株式会社等、多様な経営主体の参入を促進し、サービスの供給量と利用者の選択肢を増やす。

介護に携わる人材の確保

- ・人材を確保するために、介護が高い専門性を必要とする職業であるという認識を社会的に広める。
また、キャリアパスを明らかにし、携わる人材が将来の展望を描きやすくする。

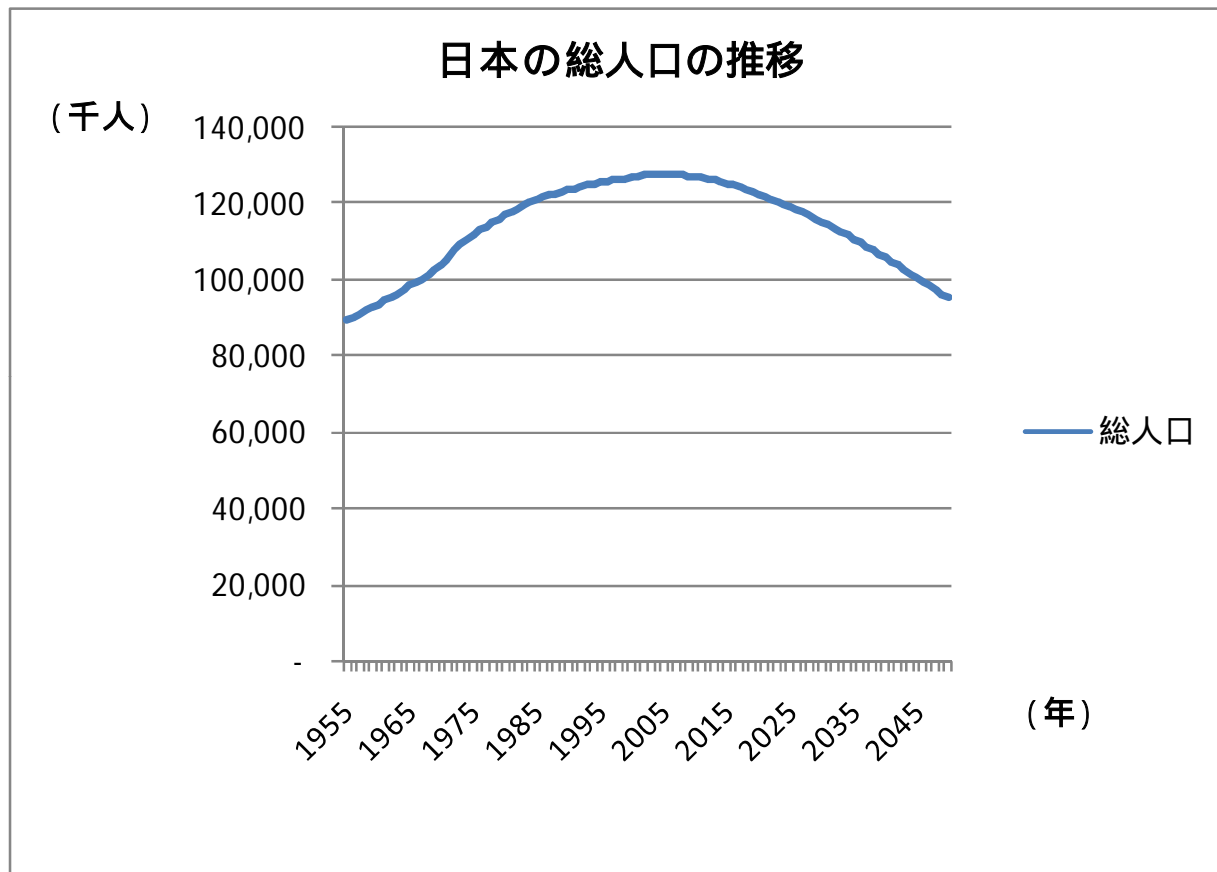
産業としての介護の発展

- ・介護ロボット等の機器の実用化や普及を進めるために、安全性を評価する基準の早期策定や国際標準化等に取り組む。
- ・保険外サービス市場を拡大し、介護事業者が多様で付加価値の高いサービスを提供する。

社会保障制度が置かれている現状

(1) 今後わが国の人口はどのくらい減少するか

- ・ 2010年の人口約1億2,700万人は、2050年には約9,500万人まで減少する。

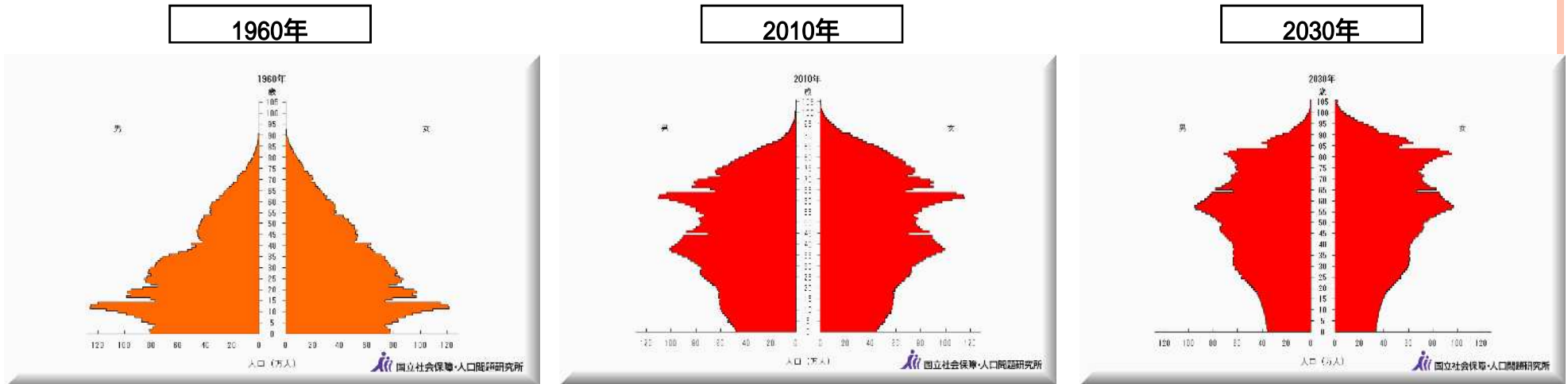


参考資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2010」、
「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

(2) 少子・高齢化はどのくらい進むか

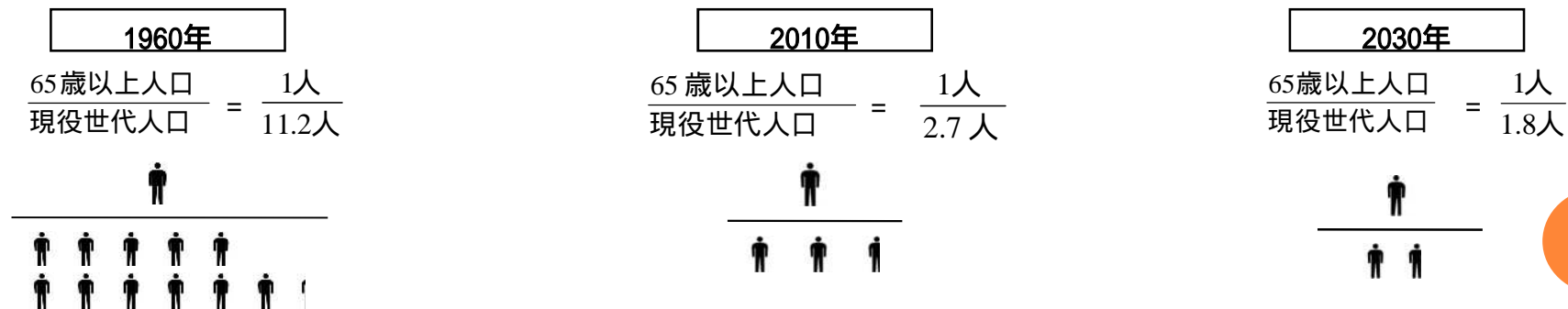
▶ 人口ピラミッドの変化

- ・国民皆年金、皆保険が実現した1960年代は人口構成がピラミッド型だったが、少子・高齢化の進行で将来は逆ピラミッド型になると考えられる。



▶ 1人の高齢者（65歳以上）を何人の現役世代（15～64歳）で支えるか

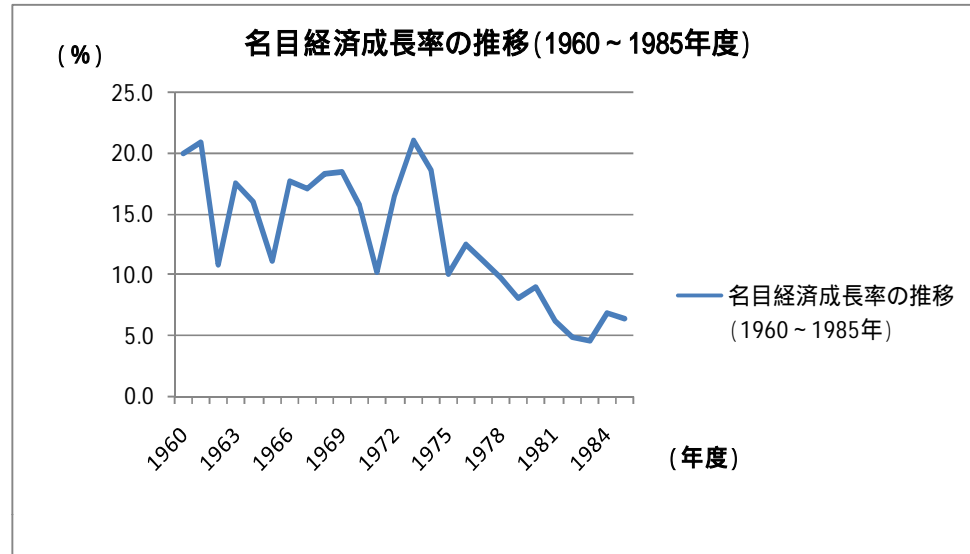
- ・1960年代は11.2人の現役世代で1人の高齢者を支えていたが、将来は1.8人で1人を支える時代になる。



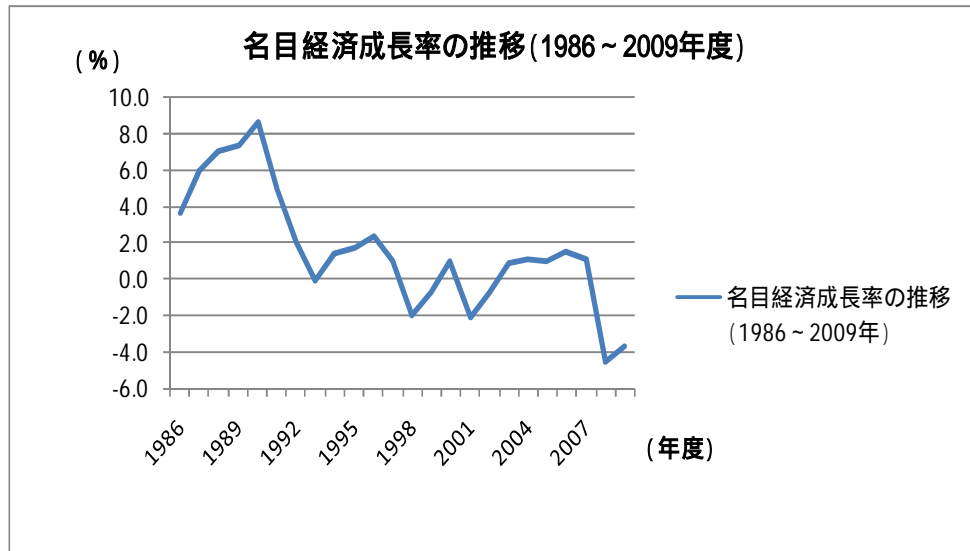
参考資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
 総務省「我が国の推計人口（大正9年～平成12年）」の年齢（5歳階級及び3区分）、男女別人口（各年10月1日現在）

(3) わが国の経済成長率は長期的にどのように推移しているか

- 現在の年金制度、医療制度は、人口の増加や高齢世代に対し現役世代が多い人口構成に加え、高い経済成長の実現を背景に確立された。



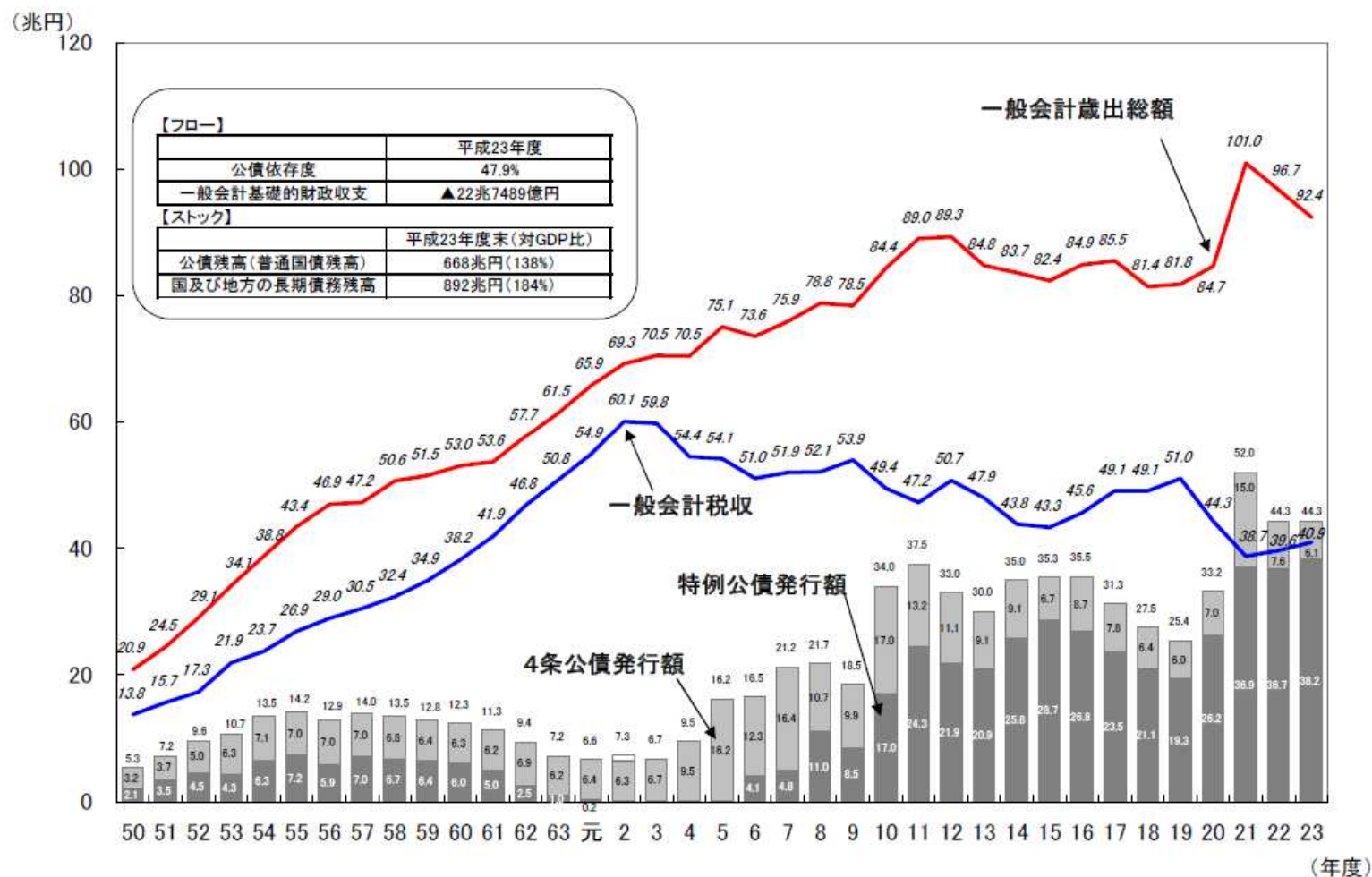
- しかし近年では、わが国の経済成長は低迷している。社会保障費を安定的に賄うには、経済の再生、安定的な成長も必要である。



参考資料：平成21年度国民経済計算確報

(4) わが国の財政はどのような状況か

- 歳出総額に対し税収が少なく、不足分を新規国債発行等で賄っている。



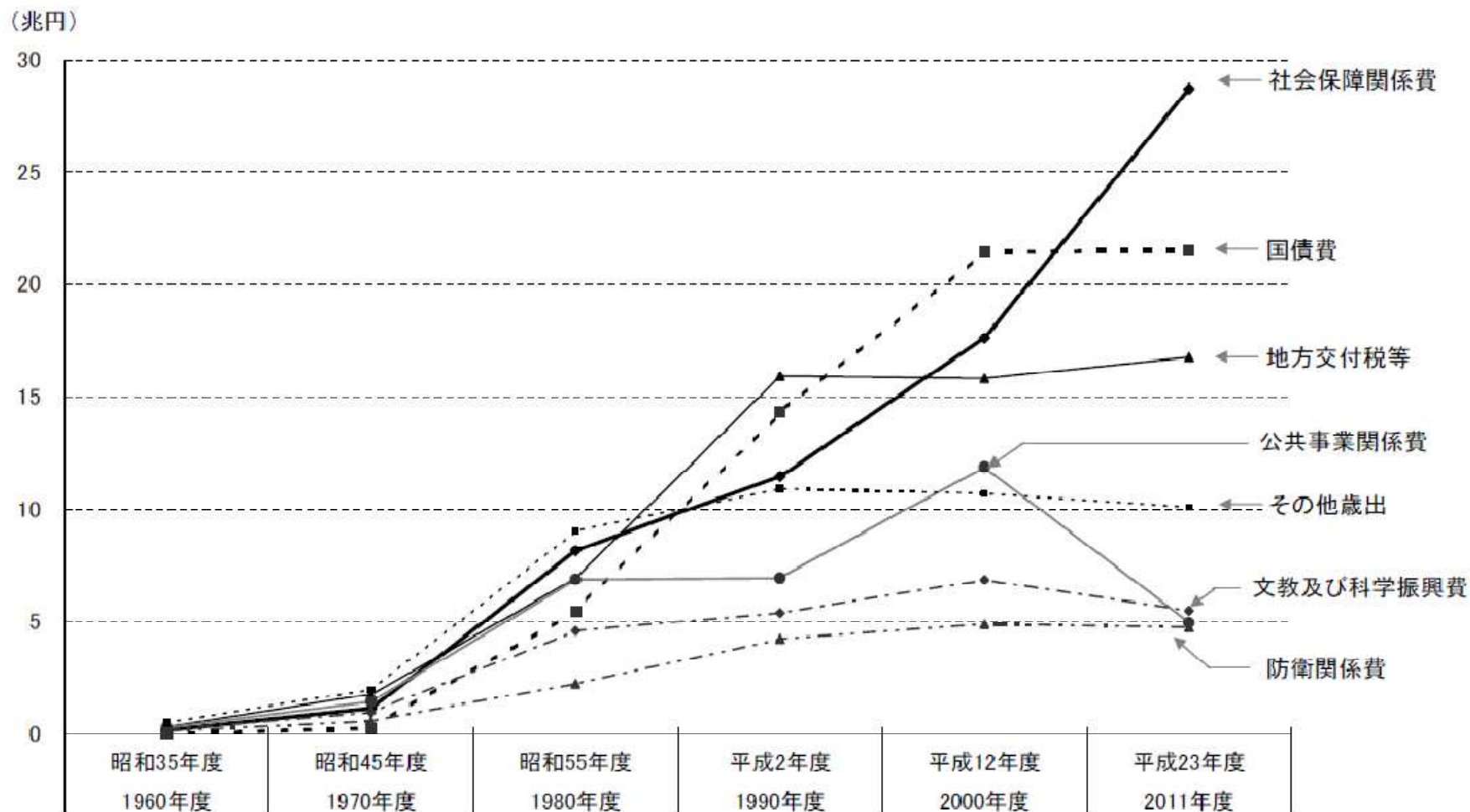
(注1) 平成21年度までは決算、22年度は補正後予算、23年度は政府案による。

(注2) 平成2年度は、沿岸地域における平和回復活動を支援するための財源を調達するための臨時特別公債を約1.0兆円発行。

(注3) 一般会計基礎的財政収支(プライマリー・バランス)は、「国債費－公債金」として簡便に計算したものであり、SNAベースの中央政府の基礎的財政収支とは異なる。

(4) わが国の財政はどのような状況か

- ・国の予算における社会保障費は、高齢化等の影響から膨張し続けている。



(注)平成12年度までは決算、23年度は政府案による。